

# 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の規定に基づき同法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動を定める件の一部を改正する件の概要

## 1 趣旨・目的

外国人留学生に対する就職支援については、「骨太の方針2018」において、留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げることが決定されたほか、「日本再興戦略改訂2016」においても、外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指すことが閣議決定されている。

また、平成30年12月25日の関係閣僚会議において「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」が了承され、留学生の就職支援のため、平成30年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として在留資格に係る告示改正を行う、とされた。

そこで、我が国の大学や大学院を卒業又は修了した優秀な外国人材の定着促進を図り、我が国経済社会の活性化が期待される外国人留学生の日本国内における就職の機会を拡大するために新たな受入れについて設定するもの。

(参考) 平成28年度卒業の外国人留学生の日本国内における就職状況

独立行政法人日本学生支援機構による調査結果によると、平成28年度に我が国の大学(学部・院)を卒業又は修了した者(2万3,946人)のうち、国内に就職した者(8,610人)の割合(就職率)は約36パーセントである。

## 2 概要

現行制度上、飲食店、小売店等でのサービス業務や製造業務等が主たるものである場合においては、その一部で翻訳・通訳業務など専門的・技術的業務が含まれるときであっても就労目的の在留資格が認められていないが、企業側においては、インバウンド需要の高まりや、日本語能力が不足する外国人従業員や技能実習生への橋渡し役としての期待もあり、大学・大学院において広い知識を修得し、高い語学力を有する外国人留学生は、幅広い業務において採用ニーズが高い。

そこで、これらの採用側のニーズ及びこれまでの閣議決定等を踏まえ、本邦の大学又は大学院を卒業・修了した留学生については、大学・大学院において修得した知識、応用的能力等を活用することが見込まれ、日本語能力を生かした業務に従事する場合に当たっては、その業務内容を広く認めることとし、在留資格「特定活動」により、当該活動を法務大臣があらかじめ定める活動として規定するもの。

## 3 今後の予定

公布日：平成31年5月下旬

施行日：平成31年5月下旬